

2009年12月

分野：ファッション

担当：ミラノセンター

イタリアに鳥の羽・羽毛が使用された製品を輸出する際の注意点

鳥インフルエンザが発生して以来、「鳥の羽根・羽毛」のイタリアへの輸入手続きが厳しく管理されるようになり、現在では、鳥の羽根・羽毛に関する①衛生証明書、②薫蒸証明書のオリジナルが必要である。

対象商品は、鳥の羽根・羽毛が使用されている製品。ダウンジャケットのように製品内に詰込まれているもの及び製品の外部に付属品として使用されているもの、などが該当する。

日本では、厚生労働省（<http://www.mhlw.go.jp/>）が衛生証明書の発行を管理しているが、羽根・羽毛を中国など別の国から輸入している場合はメーカー発行の証明書（英語表記）で代用も可能だが、その場合は該当メーカーの商品（羽・羽毛）を利用していることが証明できる書類（インボイスや輸入通関書類など）を添付する必要がある。

該当するイタリア国法律は、D. P. R. 320/54; D. P. R. 23. 1. 1975 n° 845; D. M. 10. 11. 1976; 法令（厚生省）14. 10. 1981; 法令（厚生省）6. 8. 1982である。

【義務】

羽・羽毛は下記の全てのプロセスを完了していなければいけない。

- ① 選別
- ② 埃・粉塵除去
- ③ 洗浄
- ④ 完全洗浄
- ⑤ 過剰水分除去
- ⑥ 120℃~140℃の温度で2~3気圧にて、最低60分間乾燥

【免責条項】 ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

【ラベル】

羽・羽毛類を使用している製品のラベルには、下記項目を全て記載する義務がある。

- ① 原産国
- ② 輸入者もしくは販売者
- ③ 羽・羽毛が完全消毒されていることを証明する文言

【検査・抜き出し】

完全消毒が実際に施されているかどうかを確認するため、検疫所が羽・羽毛の抜き出し検査を行う可能性がある。100gの羽・羽毛に対して20以下の酸素数値である場合、商品の完全消毒が認められ、イタリア国内での流通可能商品として輸入される。酸素数値が20～50の場合は、輸入者は費用自己負担にて微生物検査を申請することができる。

【微生物検査】

許容範囲は下記の通りである。

- ① 好気性生物性中温細菌：商品1gに対して 10^6 以下
- ② 糞便性レンサ球菌：商品1gに対して 10^2 以下
- ③ クロストリジウム属：商品1gに対して 10^2 以下
- ④ サルモネラ菌：20gの商品に対して0

上記の検査のうち、一つでも数値を上回る場合は輸入許可は下りず、輸入不可能である。

酸素数値が50を超える商品は、イタリア国内での流通不適応商品とみなされ、輸入不可能である。

■ 参考サイト

イタリア厚生省 <http://www.ministerosalute.it/>

ヴェネチア港 http://www.port.venice.it/pdv/Lingua.do?metodo=cambia_lingua

以上

【免責条項】 ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。